

◆堤防強化事業案

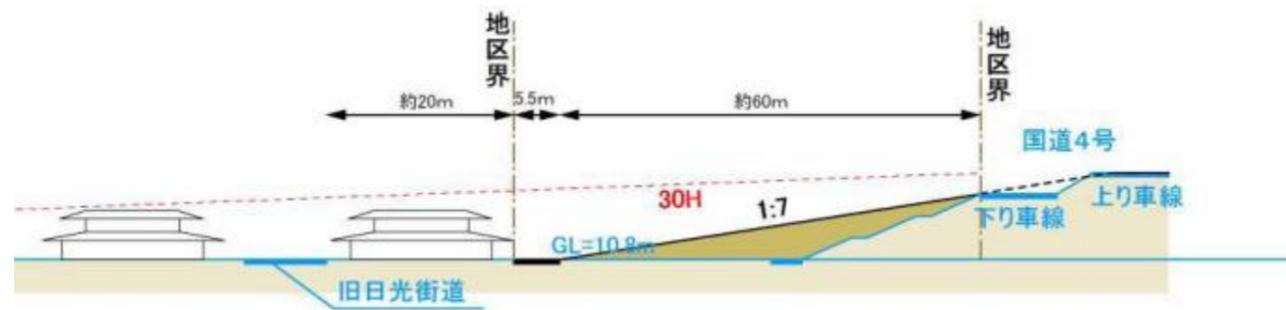
堤防強化事業は、現在の堤防高の7倍の幅を基本として堤防を強化する事業です。事業区域内は全て買収され、1:7の勾配の法面として整備されます。

そのため、堤防強化事業では平場が出来ず、万が一他地区で堤防が破堤した場合、避難できる場所がほとんどありません。

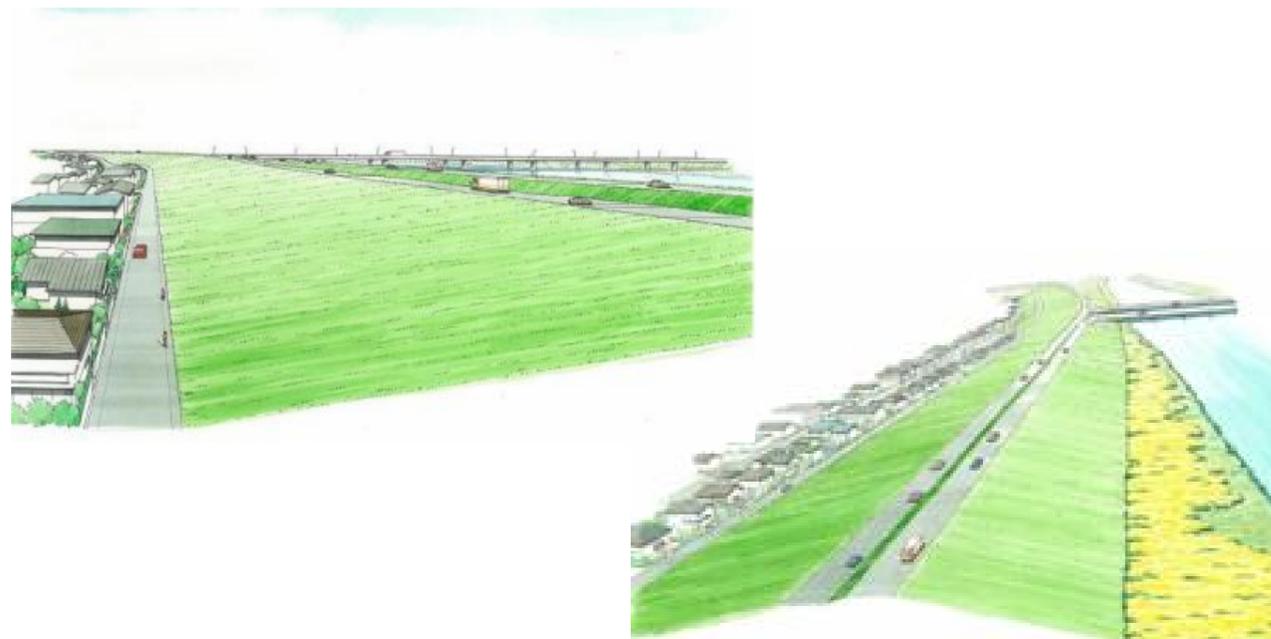
また、堤防強化事業を実施する事業区域内は全て買収されるため、事業区域内の全権利者は区域外に移転することになり、栗橋町のシンボルである八坂神社についても事業区域内に入るため、区域外に移転となります。

● 1:7の勾配で法面を整備し、堤防を強化

■ A-A'断面



■ イメージパース



■ 整備イメージ図

【地区面積 約12.4ha】

